



～「発達障がい」について～

これまでインクルーシブ教育だよりでは、自立活動や生活単元学習、ひまわり学級、たんぽぽ学級等について本校での特別支援教育の取組も交えながらお知らせしてきました。今号では、近年耳にすることが多くなった「発達障がい」について触れてみたいと思います。

発達障害とは、**発達障害者支援法**において「**自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの**」と定義されています。



1. 脳機能の発達が関係する先天性のもの

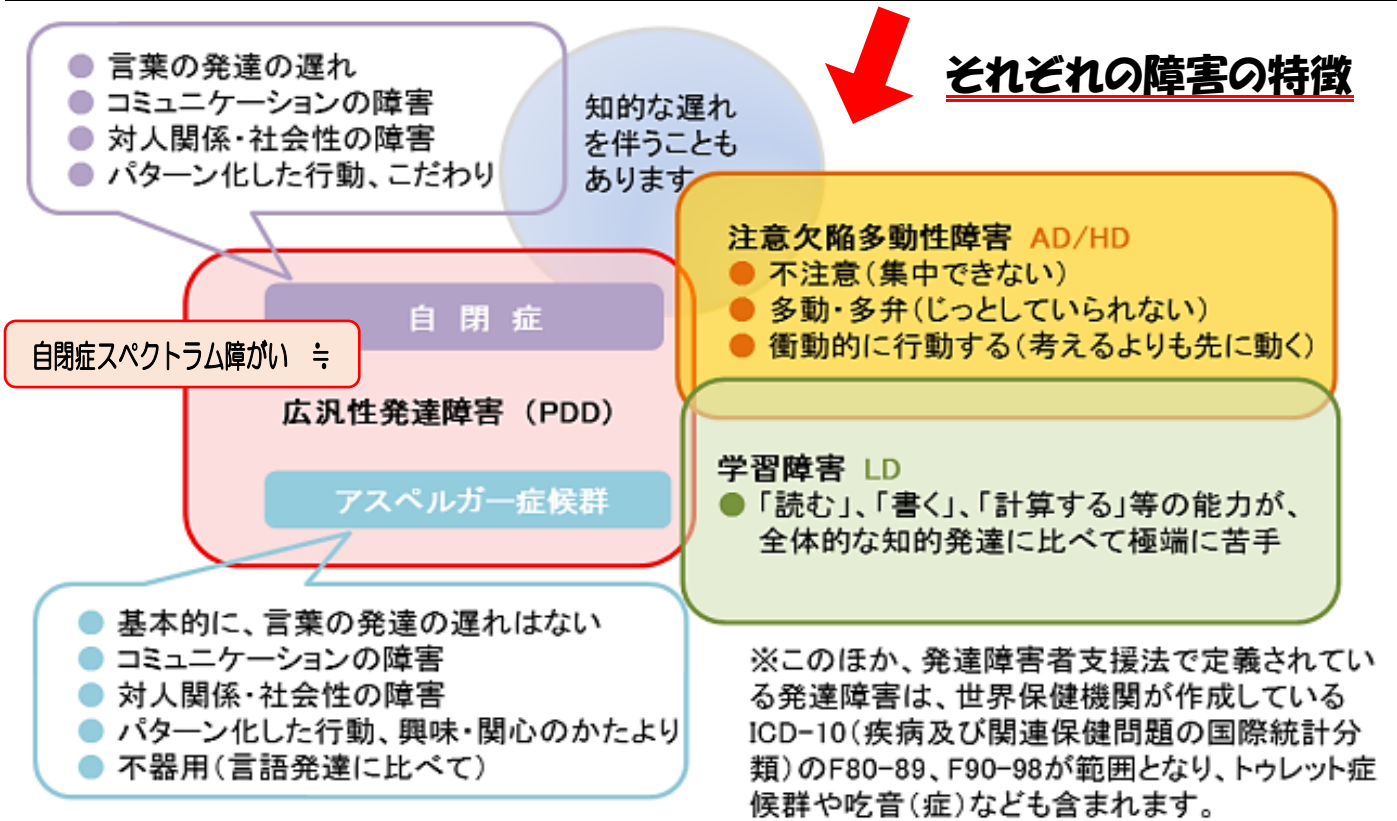
・親の育て方など後天的なものではない。

2. コミュニケーションや対人関係を築くことが苦手

・基本的に知的な遅れがないことが多く、一見障がいがあるようにはみえないため、「自分勝手」や、「変わった人」、「困った人」と誤解されてしまうことが多い。

3. 具体的には

・自閉症、アスペルガー症候群を含む広汎性発達障害(自閉症スペクトラム)、学習障害(限局性学習障害)、注意欠陥多動性障害(注意欠如・多動性障害)等がある。



文部科学省によると、「知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒が**8.8%**在籍していることが報告されました。(令和4年12月13日)30名の学級に3名程度在籍している計算になります。1月号、2月号では、気になる子どもの理解や関わり方について触れたいと思います。